

○土地改良法関係事務に係る処理基準について（平成12年11月21日付け12農地B第1108号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現行（最終改正：平成29年9月25日付け29農振第1297号農林水産事務次官依命通知）
<p>(別紙)</p> <p>土地改良法関係事務に係る処理基準</p> <p>第5 地方連合会の監督事務に係る処理基準（法第136条の2及び令第79条関係）</p> <p>1 報告徴収</p> <p><u>地方連合会に対し法第132条第2項の規定に基づき行う報告徴収は、都道府県知事が必要と認めたときに、報告すべき内容を地方連合会に通知して行うものとする。</u></p> <p>2 検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 常例検査</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 検査の実施方法</p> <p>ア 検査関係資料の提出</p> <p>検査従事者は、検査を行うに当たって必要があると認めるときは、地方連合会に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について資料の提出を</p>	<p>(別紙)</p> <p>土地改良法関係事務に係る処理基準</p> <p>第5 地方連合会の監督事務に係る処理基準（法第136条の2及び令第79条関係）</p> <p>1 報告徴収</p> <p>(1) <u>報告徴収を行う内容及び時期</u></p> <p><u>地方連合会に対し法第132条第2項の規定に基づき行う報告徴収は、定期報告及び臨時報告とし、次により行うものとする。</u></p> <p>① <u>定期報告</u></p> <p><u>毎事業年度終了後、遅滞なく、法第111条の20第1項第3号の規定により総会の議決を経た当該年度の事業報告書及び収支決算書並びに当該年度末における財産目録の提出を求めることにより行うものとする。</u></p> <p>② <u>臨時報告</u></p> <p><u>都道府県知事が必要と認めたときに、報告すべき内容を地方連合会に通知して行うものとする。</u></p> <p>2 検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 常例検査</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 検査の実施方法</p> <p>ア 検査関係資料の提出</p> <p>検査従事者は、検査を行うに当たって必要があると認めるときは、地方連合会に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について資料の提出を</p>

求めるものとする。

(ア)～(カ) (略)

(キ) 定款、規約その他の諸規程

(ク) 当該地方連合会が加入している団体、協議会等の概要

(ケ) 検査基準日の属する年度の前々年度から検査日の属する年度までの事業計画及び収支予算書

(コ) 事業の実施状況

(サ) 賦課金の徴収状況

(シ) (略)

(ス) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録

(セ) その他検査の参考になる書類

イ (略)

⑤～⑭ (略)

(5) (略)

3 (略)

4 報告の徴収及び検査の結果並びに命令の内容の報告

令第79条第3項及び第5項の規定に基づく報告は、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。)に対してするものとする。

ただし、同条第3項の規定に基づく検査の結果に関する報告については、大臣官房検査・監察部長(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)に対してするものとする。

なお、常例検査の結果の報告にあっては(4)の⑬の検査結果の通知の写しを、命令の内容の報告にあっては当該命令の写しを、それぞれ併せて提出するものとする。

別添2

土地改良事業団体連合会重要検査事項

第1～第8 (略)

求めるものとする。

(ア)～(カ) (略)

(キ) 賦課金の徴収状況

(ク) 事業の実施状況

(ケ) 当該地方連合会が加入している団体、協議会等の概要

(コ) 検査基準日の属する年度の前々年度から検査日の属する年度までの事業計画及び収支予算書

(サ) 定款、規約その他の諸規程

(シ) (略)

(新設)

(ス) その他検査の参考になる書類

イ (略)

⑤～⑭ (略)

(5) (略)

3 (略)

4 報告の徴収及び検査の結果並びに命令の内容の報告

令第79条第3項及び第5項の規定に基づく報告は、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。)に対してするものとする。

ただし、同条第3項の規定に基づく検査の結果に関する報告については、大臣官房検査・監察部長(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)に対してするものとする。

なお、定期報告の結果の報告にあっては地方連合会から提出のあった事業報告書、収支決算書及び財産目録等を、常例検査の結果の報告にあっては(4)の⑬の検査結果の通知の写しを、命令の内容の報告にあっては当該命令の写しを、それぞれ併せて提出するものとする。

別添2

土地改良事業団体連合会重要検査事項

第1～第8 (略)

第9 会計経理及び財務

1～3 (略)

4 決算

総会の議決状況並びに貸借対照表等の作成状況、予算流用手続、会計の繰入、繰出及び決算事務の適否

5～7 (略)

第9 会計経理及び財務

1～3 (略)

4 決算

総会の議決状況並びに予算流用手続、会計の繰入、繰出及び決算事務の適否

5～7 (略)